

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

姫路市は、令和6年12月末の推計人口が約52.3万人で、平成25年度以降人口減少が続いており、同様に生産年齢人口の減少も続いている。このような人口減少は、地域経済の振興や労働力の確保に影響を及ぼしており、対応が求められる状況にある。

姫路市は、古くから受け継がれてきた皮革、鎖、ボルト、ナットなどの地場産業とともに、鉄鋼・化学・電気機械などの重化学工業と活発な商業活動により発展してきた。これを反映し、全国に比べ市内総生産に占める製造業の割合が約25%と高く、いわゆる「ものづくり」の厚い集積があるという特性を備えている。

令和3年経済センサスによると、市内事業所数22,217社のうち約88%が従業員20人未満の小規模事業者で地域経済の重要な担い手となっているが、人口減少や経営者の高齢化など人材確保・育成や生産性の向上が課題となっている。

このような状況のもと、姫路市の強みである「ものづくり」産業を軸としつつ、商業・サービス業や観光など他分野との連携を強化し、経済の好循環を生み出すことで、地域経済の持続的な発展と安定を目指す。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、播磨地域の中核都市として更に経済発展していくことを目指す。これを実現するための目標として、本計画期間中、年間40件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備とし、太陽光発電設備（以下「設備」という。）については、設置者が事業活動のために自ら電力を消費することを目的として設置した設備（余剰電力の売電を目的としたものを含む。）、である場合に限る。

※上記以外の設備については、雇用創出や賃上げの後押しに寄与せず、産業集積等の経済波及効果についても希薄であるため対象外とする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

姫路市の産業は、駅周辺、臨海エリア、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、姫路市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

姫路市の産業は、製造業が中心であるが、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が姫路市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種・全事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日～令和9年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮すること。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・ 姫路市税に滞納がないこと。